

平成27年度自家増殖に関する生産者アンケート調査結果について

1 回収率等

45県の1,055経営体（平成20年度調査：1,019経営体）から回答を得た。なお、全国の回収率は60.5%であった。

経営体の概要については、資料参照。〔図1、図2〕

2 種苗法の認知度

種苗法を知っていた農業者の割合は59%で、20年度調査結果（59%）と変化なかった。植物分類別に見ると、花き類で認知度が高く、野菜で認知度が低い結果となった。〔図3、図4〕

また、種苗法に基づく品種登録制度を知っていた農業者の割合は、内容を知っていたが56%で、20年度調査結果（57%）とほぼ変化なかった。植物分類別に見ると花き類で認知度が高く、野菜で認知度が低い結果となった。〔図6、図7〕

一方、種苗法に基づく自家増殖制度を知っていた農業者の割合は41%で、20年度調査結果（42%）とほぼ変化なかった。植物分類別に見ると、種苗法の認知度と同様に花き類で認知度が高く、野菜で認知度が低い結果となった。〔図9、図10〕

以上の結果から生産者における種苗法の認知度は、全体、植物分類別の傾向とも平成20年度調査時と大きな変化がなかった。

3 登録品種に関する調査結果

今回の生産者に対する調査で回答された品種について、登録品種は21.4%であり、20年度調査結果（29.5%）を8.1ポイント下回った。

登録品種を植物分類別に見ると、野菜が98件で一番多く、次いで食用作物92件、果樹72件、花き類73件、きのこ25件であった。

登録品種について、自家増殖している割合は52.2%であり、植物分類で見ると野菜が74.5%と自家増殖している割合が高く（注：大部分がいちご〔別表1参照〕）、次いで花き類74.0%（注：大部分がきく〔別表1参照〕）であった。自家増殖している理由としては、「生産に必要な種苗の量を確保するため」が一番多く34.6%、「種苗購入費を削減するため」が30.2%であった。一方で自家増殖していない理由としては、「自家増殖する必要がないため」が一番多く40.9%であった。〔図12、図13〕

登録品種について、購入時に何らかの契約をしている割合は、47.8%であり、植物分類別に見ると、草花類ときのこでは高く、果樹と食用作物で低かった。〔図14〕

契約している登録品種について、自家増殖が制限されている割合は45.9%で、制限されていない割合40.1%を上回った。植物分類別に見ると、きのこで制限されている割合が77.8%と高く、契約において自家増殖が制限されていることが一般的で

ある傾向が窺える。〔図15〕

品目別に見ると、食用作物では6品目のうち、すべての品目で自家増殖していた。野菜では、11品目のうち2品目（いちご、きゅうり）で自家増殖していた。果樹では、11品目のうち7品目（りんご、かんきつ、もも、ぶどう、なし、くり、びわ）で自家増殖していた。花き類については11品目のうち7品目（きく、りんどう、シクラメン、マーガレット、ゆり、ラベンダー、ブラキスコメ）で自家増殖していた。

〔別表1〕

○品目別の生産している品種
食用作物

	自家増殖している	契約を結んでいる	自家増殖が制限されている	登録品数
稲(35品種)	72	18	17	7
あさひの夢	3			
きぬむすめ	9			
元気つくし	4	2		
コシヒカリ愛知SBL	1	1		
大地の星	1	1	1	
ちば28号	1			
つがるロマン	1			
つや姫	2	1	1	
ななつぼし	3	1	1	
ハツシモ岐阜SL	1	1		
ヒノヒカリ	14	6	4	1
ホシアオバ	1	1		
まっしぐら	1			
山形95号	1			
夢あおば	2	2	1	
ゆめびりか	2	2	1	1
あいちのかおり	3	1	1	1
あいちのかおりSBL	1			
あきだわら	1			
風さやか	1			
きねふりもち	1			
こしいぶき	1			
つぶぞろい	1			
てんたかく	2			
天のつぶ	2	1		
富の香	1			
夏の笑み	2			
にこまる	2	1	1	
ヒカリ新世紀	1	1		
北陸193号	1			
マイヒカリ	1	1		
みずほの輝き	1	1	1	
ミツヒカリ	1		1	1
ミルクプリンセス	1	1		
ゆめおぼこ	1			
大豆(大豆種)(5品種)	6	1	3	2
おおすず	1		1	1
あやこがね	2		1	1
サチユタカ	1		1	
すずさやか	1	1		
里のほほえみ	1			
小麦(5品種)	7	3	4	3
ネバリゴシ	1		1	1
ゆきちから	1			
さぬきの夢2009	1			
ミナミノカオリ	3	2	1	
もち性小麦もち姫	1	1	1	1
かんしょ(1品種)	2	1	1	0
べにはるか	2	1	1	
大麦(2品種)	2	1	1	0
サチホゴールド	1		1	
ニシノホシ	1	1		
そば(3品種)	3	1	0	0
でわかおり	1			
会津のかおり	1			
にじゆたか	1	1		

野菜

	自家増殖している	契約を結んでいる	自家増殖が制限されている	登録品数
いちご(18品種)	83	72	53	22
アスカルビー	3	2	2	1
あまおう(福岡S6号)	4	3	3	
あまおとめ	4	4	3	
おいCベリー	2	2	2	
おとめ心	1	1		
かおり野	7	6	7	2
さがほのか	9	9	7	4
さちのか	10	9	2	1
さぬき姫	4	3	3	1
サマーティアラ	1	1	1	1
すずあかね	2	1	2	2
ひたち姫	1	1		
紅ほっぺ	18	16	7	5
まりひめ	2	2	2	1
やよいひめ	6	4	3	
ゆめのか	6	6	6	2
おぜあかりん	1	1	1	
スカイベリー(栃木27号)	2	1	2	2
トマト(1品種)	2	0	0	0
フルティカ(タキイミディ195)	2			
とうがらし(とうがらし属)(1品種)	1	0	0	0
京都満願寺1号	1			
メロン(1品種)	1	0	0	0
TLタカミ	1			
なす(1品種)	1	0	0	0
なつのすけ	1			
やまのいも(1品種)	1	0	1	1
ネバリストア	1		1	1
きゅうり(2品種)	4	1	2	1
高岡どっこ	1	1	1	1
極光607	3		1	
えだまめ(大豆種)(2品種)	2	0	0	0
湯あがり娘	1			
ゆかた娘	1			
そらまめ(1品種)	1	0	0	0
打越緑一寸	1			
ピーマン(とうがらし属)(1品種)	1	0	0	0
L4京鈴(TL4-027)	1			
にら(1品種)	1	0	1	1
ミラクルグリーンベルト	1		1	1

果樹

	自家増殖している	契約を結んでいる	自家増殖が制限されている	登録品数
りんご(8品種)	9	5	1	1
みよしレッド	1	1		
シナノゴールド	2		1	1
ファーストレディー	1	1		
秋星	1			
つがる(つがるロマン?)	1			
秋陽	1	1		
いわせっ娘	1	1		
涼香の季節	1	1		
かんきつ(8品種)	15	6	6	1
たまみ	1	1		
日南早生	1			
甘平	2	1	1	
はれひめ	2	1		
せとか	5	2	2	
かごしま早生	1		1	
デコボン(大将季)	2		2	1
夢未来村上早生	1	1		
もも(3品種)	3	2	0	0
なつっこ	1			
阿部水蜜	1	1		
なつおとめ	1	1		
ぶどう(6品種)	20	8	1	0
あづましずく	1			
シャインマスカット	14	7	1	
デラウェア美芳	2			
ナガノパープル	1	1		
ハニーピーナス	1			
ルビーロマン	1			
なし(4品種)	12	5	0	0
幸水アクア	1	1		
あきづき	9	3		
彩玉	1			
新甘泉	1	1		
かき(2品種)	2	0	0	0
輝太郎(かき)	1			
早秋	1			
うめ(1品種)	1	0	0	0
福太夫	1			
くり(1品種)	2	1	0	0
ぼろたん	2	1		
キウイフルーツ(1品種)	1	0	1	1
ホート16A	1		1	1
いちじく(1品種)	4	0	4	2
とよみつひめ	4		4	2
びわ(1品種)	3	1	1	1
なつたより	3	1	1	1

草花類

	自家増殖している	契約を結んでいる	自家増殖が制限されている	登録品数
きく(27品種)	49	45	44	11
沖の乙女	2	2	1	
シユーベガサス	1	1	1	1
しゅうわかな	2	2	1	
しゅうわくら	2	2	2	
精興の秋	3	3	2	
精の一世	10	10	9	4
精の曲	3	1	3	1
精の波	1	1	1	1
精はちす	1	1	1	
セイパレット	1	1	1	1
精はんな	1	1	1	1
精菱	4	3	4	
セイヒラリー	1	1	1	1
太陽の響	4	4	4	
太陽の南奈	1	1	1	1
香の山陽	1	1	1	
晃花の宝	1	1	1	
金扇立花	1	1	1	
秀ささやき	1	1	1	1
秀なごみ	1	1	1	
白精ひなの	1	1	1	
セイクレール	1	1	1	
精しまなみ	1	1	1	
精はなこ	1		1	
太陽のかりゆし	1	1	1	
フローラル優香	1	1	1	
琉のあやか	1	1		
りんどう(5品種)	6	1	6	5
安代の夏	1		1	1
ながの2号	2		2	2
スカイブルーしなの早生	1		1	1
白寿	1	1	1	
ながの極早生	1		1	1
リモニウム(3品種)	3	0	2	2
セイシャルスカイ	1			
キノホイップ	1		1	1
インベリアルラベンダー	1		1	1
ストック(4品種)	5	0	0	0
アイアンシリーズ	2			
ホワイトアイアン	1			
カルテットマリン(マリンチルドレン)	1			
ステッキシリーズ	1			
シクラメン(1品種)	1	1	1	1
TKプリプリレッド	1	1	1	1
マーガレット(2品種)	2	2	2	2
風恋香	1	1	1	1
キューティーミス	1	1	1	1
ゆり(3品種)	3	3	1	1
リリブライトレッド	1	1	1	1
ノーブル	1	1		
ソルボンヌ	1	1		
ラベンダー(1品種)	1	1	0	0
美郷雪華	1	1		
デルフィニウム(1品種)	1	0	0	0
さくらひめ	1			
ブラキスコメ(1品種)	1	1	1	0
マウブディライト	1	1	1	
ジニア(1品種)	1	0	0	0
プロフェュジョン	1			

きのこ

	自家増殖している	契約を結んでいる	自家増殖が制限されている	登録品数
ぶなしめじ(4品種)	6	1	3	3
KX-BS023号	1		1	1
NN-12	1			
チクマッシュH-120	3	1	1	1
ホクト16号	1		1	1
エリンギ(1品種)	3	1	2	2
KE-015号	3	1	2	2
なめこ(1品種)	9	4	7	6
KX-N008号	9	4	7	6
えのきたけ(2品種)	7	2	6	3
チクマッシュT-011	2	1	1	
チクマッシュT-022	5	1	5	3

※ 「契約を結んでいる」は、「自ら契約を結んでいる」と「所属する団体等が権利者との間で契約を結んでいる」の合計である。
 ※ 「自家増殖が制限されている」は、「契約上自家増殖は禁止されている」と「契約上許可を必要とされている」の合計である。

平成27年度生産者に対する自家増殖に関するアンケート調査結果

問2 あなたの経営形態を教えてください。〈シングル回答〉

経営形態は、「個人経営・専業農家」が最も多く約70%を占めており、次いで「個人経営・兼業農家」、「農業生産法人」となっている。「その他」の具体的内容はとしては、JAの部会や任意の生産者組織などの回答が見られた。

経営形態 (N=1,055)

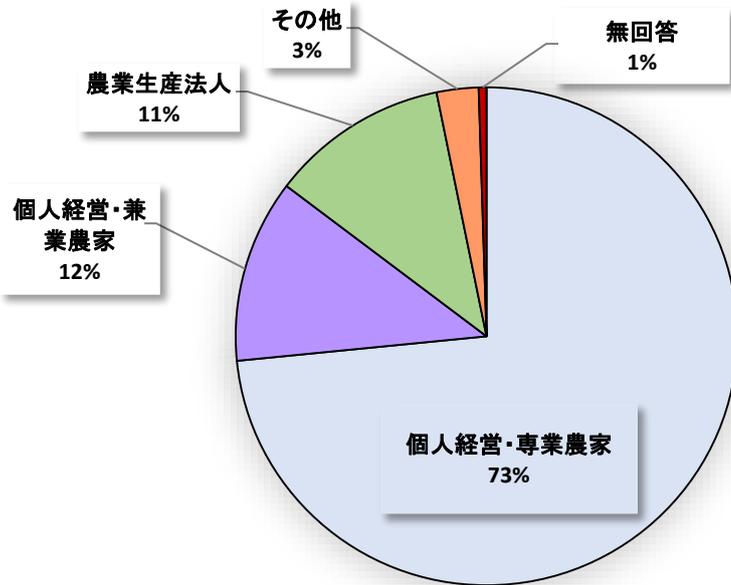
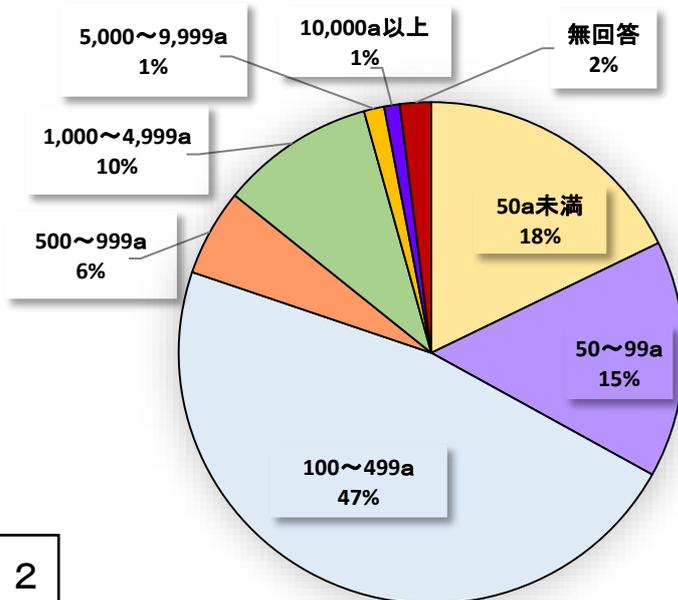


図 1

問3 あなたが経営している全農地面積(きのこの場合は栽培数量)を教えてください。〈シングル回答〉

全農地面積は、「100～499a」が最も多く47%を占めており、次いで「50a未満」が18%、50～99a」が15%となっている。
きのこの栽培数量は、「10万びん未満」が31%を占めており、次いで「10万～49万びん」が23%となっている。

全農地面積 (N=944)



きのこの栽培数量 (N=111)

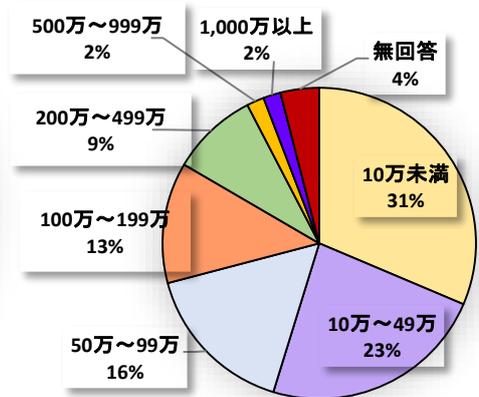


図 2

※単位はびん

問4 あなたは、種苗法という法律をご存じでしたか。〈シングル回答〉

種苗法の認知度は、「大体的内容を知っていた」が半数を占めるものの、次いで「聞いたことはあったが内容は知らなかった」が28%、「知らなかった」が13%となっており、「具体的な内容を知っていた」は9%であった。

種苗法の認知度 (N=1,055)

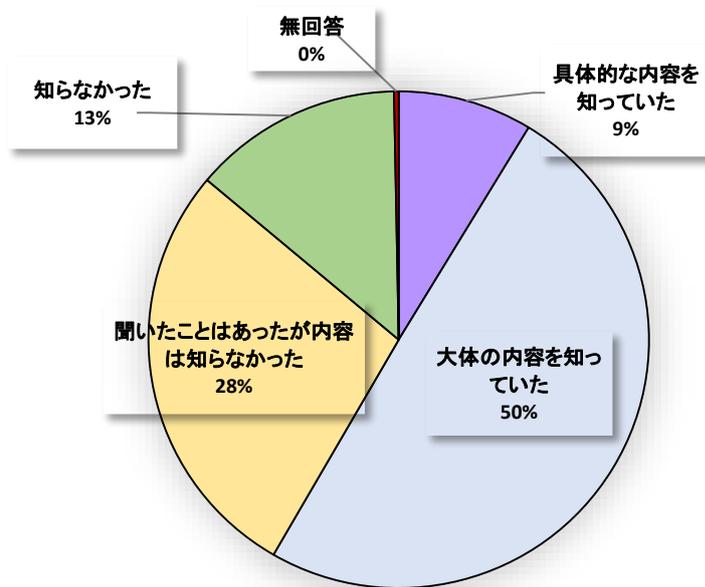


図 3

【植物分類別】

種苗法の認知度を問7で回答した品目を植物分類別に見ると、花き類では「具体的な内容を知っていた」や「大体的内容を知っていた」の占める割合が比較的大きく、認知度が高いことが伺える。一方で、野菜は「知らなかった」の占める割合が比較的大きく、認知度が低いことが伺える。

種苗法の認知度 (植物分類別)

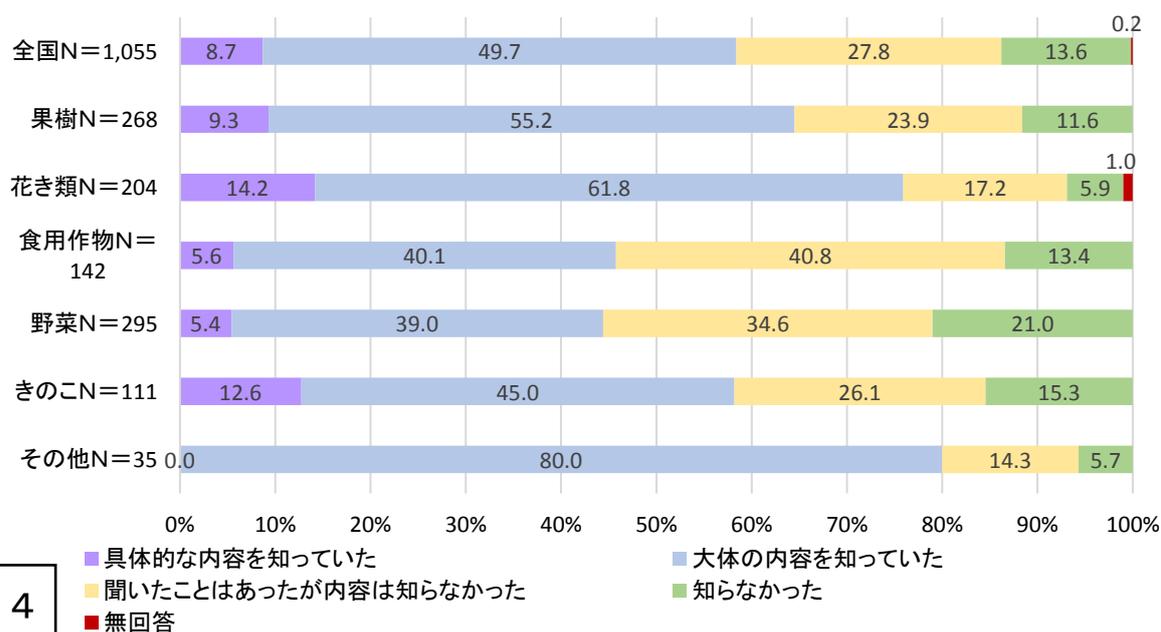


図 4

【地域別】

種苗法の認知度を問1で回答した都道府県名を地域別に見ると、東北・東海では「具体的な内容を知っていた」や「大体の内容を知っていた」の占める割合が全国平均に比べて高く、認知度が高いことが伺える。一方で、沖縄は「知らなかった」の占める割合が大きく、認知度が低いことが伺える。

種苗法の認知度(地域別)

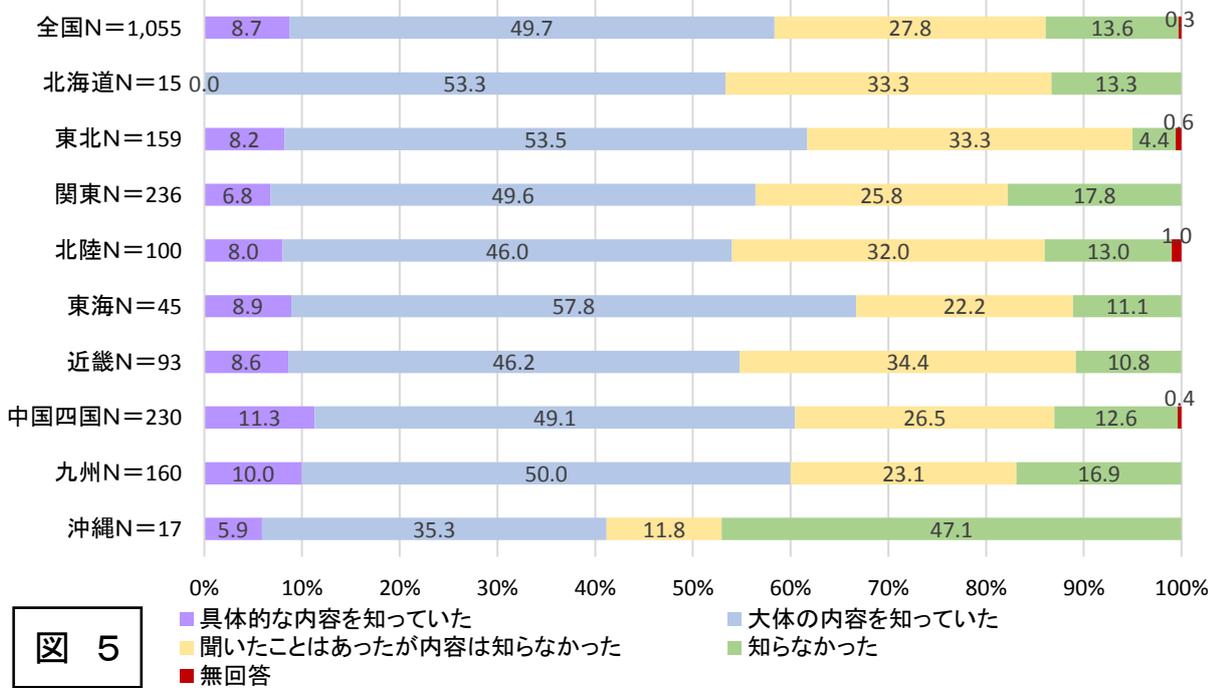


図 5

問5 種苗法に基づく品種登録制度をご存じでしたか。〈シングル回答〉

品種登録制度の認知度は、「大体の内容を知っていた」が約半数を占めるものの、次いで「聞いたことはあったが内容は知らなかった」が26%、「知らなかった」が18%となっており、種苗法とほぼ同じ認知度であった。

品種登録制度の認知度(N=1,055)

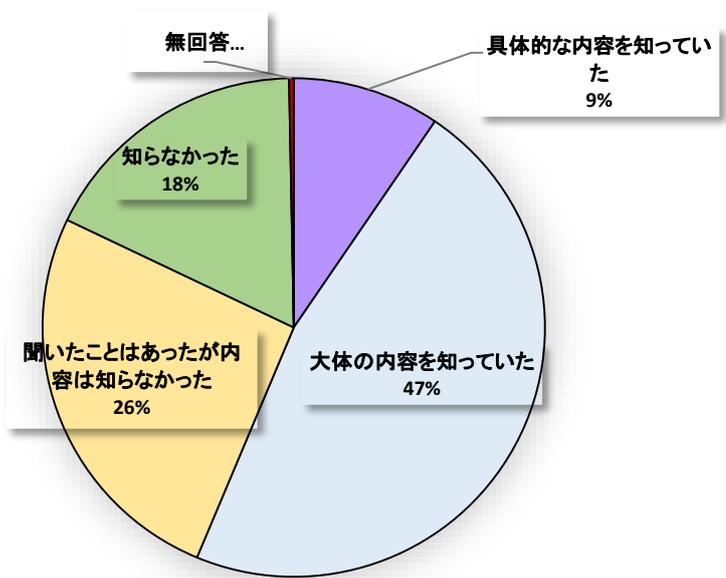


図 6

【植物分類別】

品種登録制度の認知度を植物分類別に見ると、種苗法と同様に、花き類では「具体的な内容を知っていた」や「大体の内容を知っていた」の占める割合が比較的大きく、認知度が高いことが伺える。一方で、野菜は「知らなかった」の占める割合が比較的大きく、認知度が低いことが伺える。

品種登録制度の認知度(植物分類別)

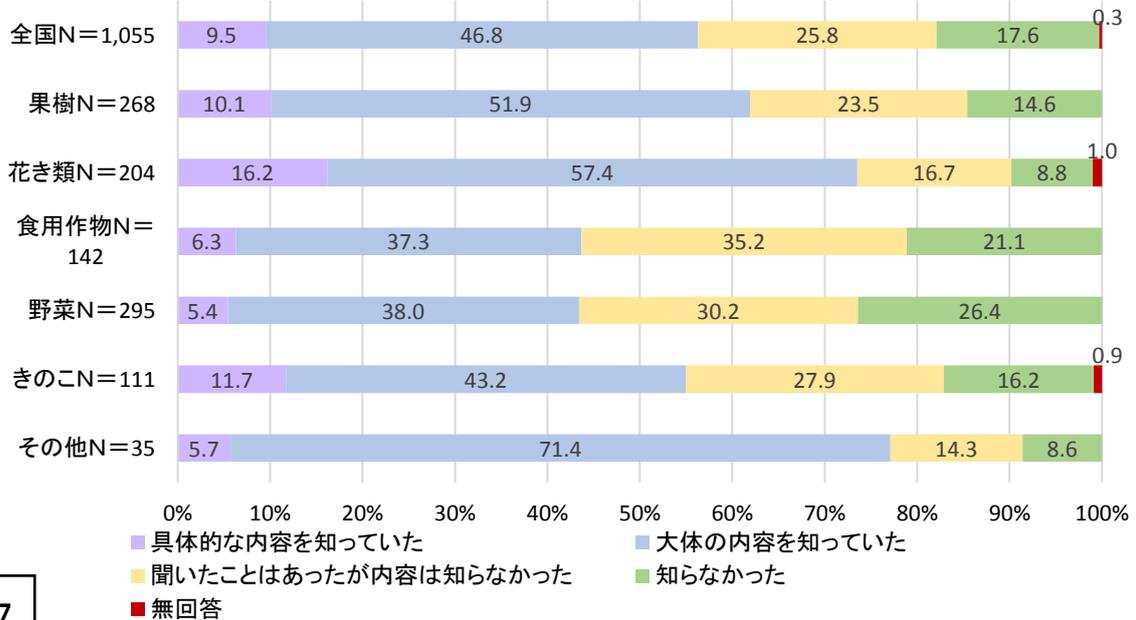


図 7

【地域別】

品種登録制度の認知度を地域別に見ると、種苗法と同様に、東北・東海では「具体的な内容を知っていた」や「大体の内容を知っていた」の占める割合が全国に比べて高く、認知度の高いことが伺える。

品種登録制度の認知度(地域別)

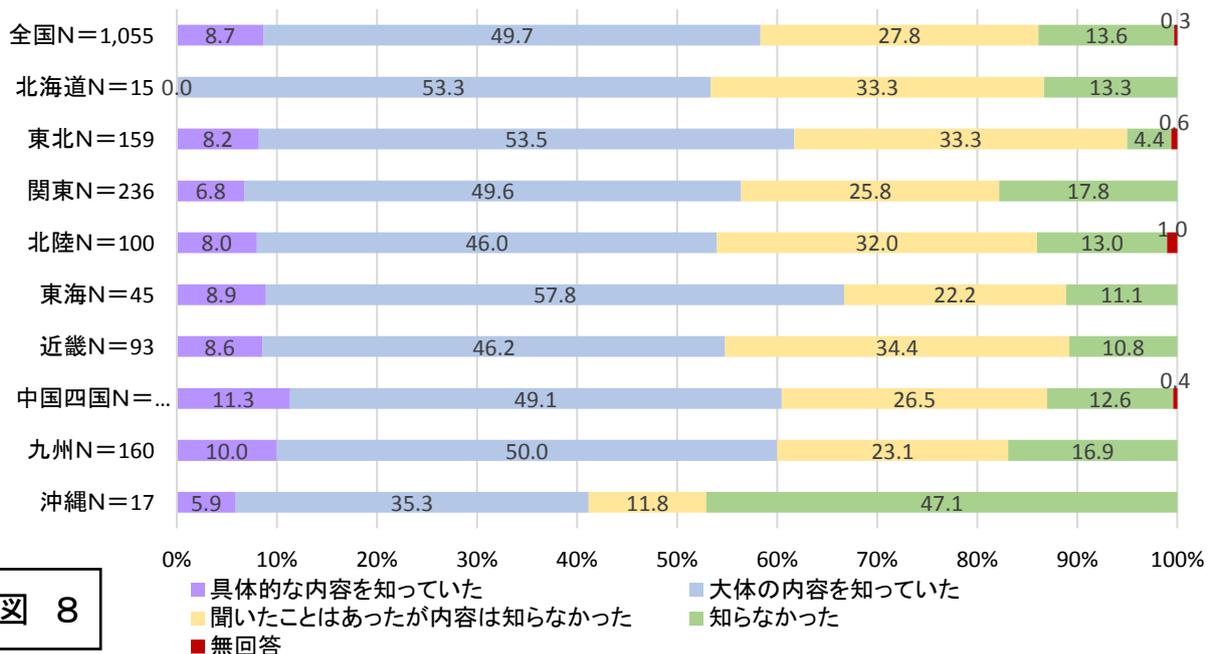


図 8

問6 種苗法に基づく自家増殖制度をご存じでしたか。〈シングル回答〉

自家増殖制度の認知度は、「大体の内容を知っていた」が35%、次いで「知らなかった」が33%、「聞いたことはあったが知らなかった」が25%となっており、種苗法や品種登録制度とは対照的に知らなかった割合が半数を超えていた。

自家増殖制度の認知度 (N=1,055)

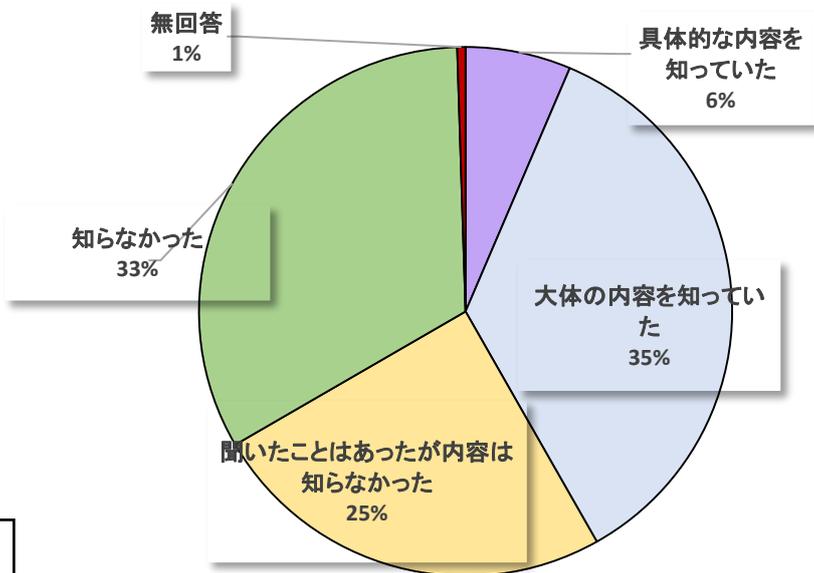


図 9

【植物分類別】

品種登録制度の認知度を植物分類別に見ると、花き類では「具体的な内容を知っていた」や「大体の内容を知っていた」の占める割合が比較的大きく、認知度が高いことが伺える。一方で、野菜は「知らなかった」の占める割合が大きく、認知度が低いことが伺える。

自家増殖制度の認知度 (植物分類別)

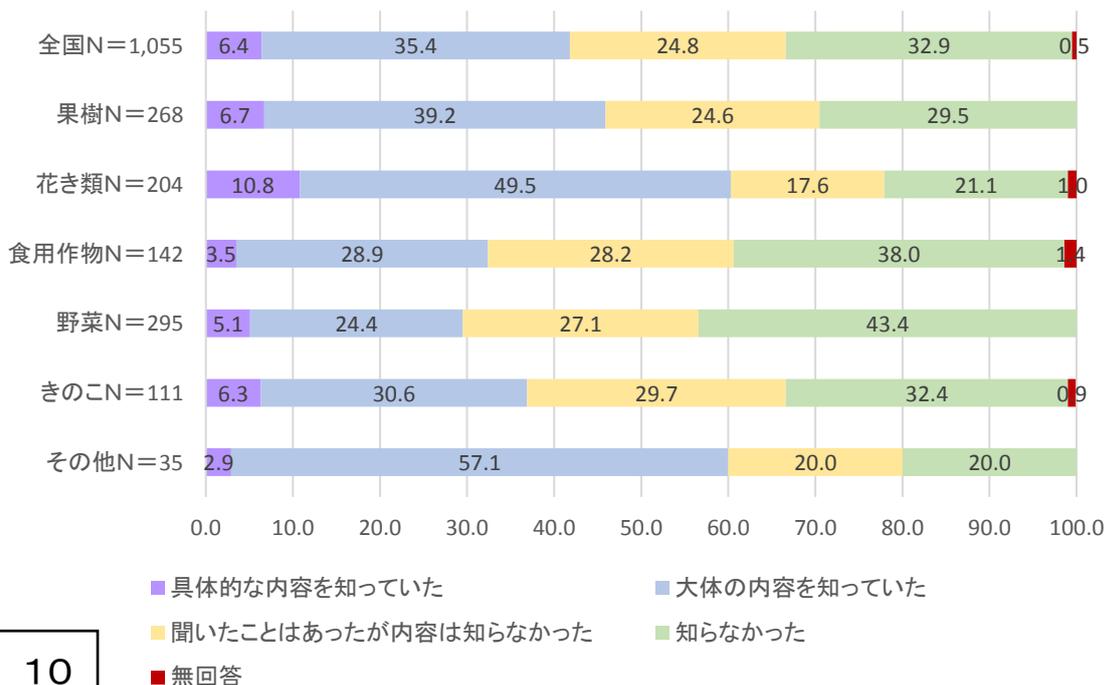


図 10

【地域別】

自家増殖制度の認知度を地域別に見ると、東北では「具体的な内容を知っていた」や「大体の内容を知っていた」の占める割合が全国に比べて高く、認知度の高いことが伺える。

自家増殖制度の認知度(地域別)

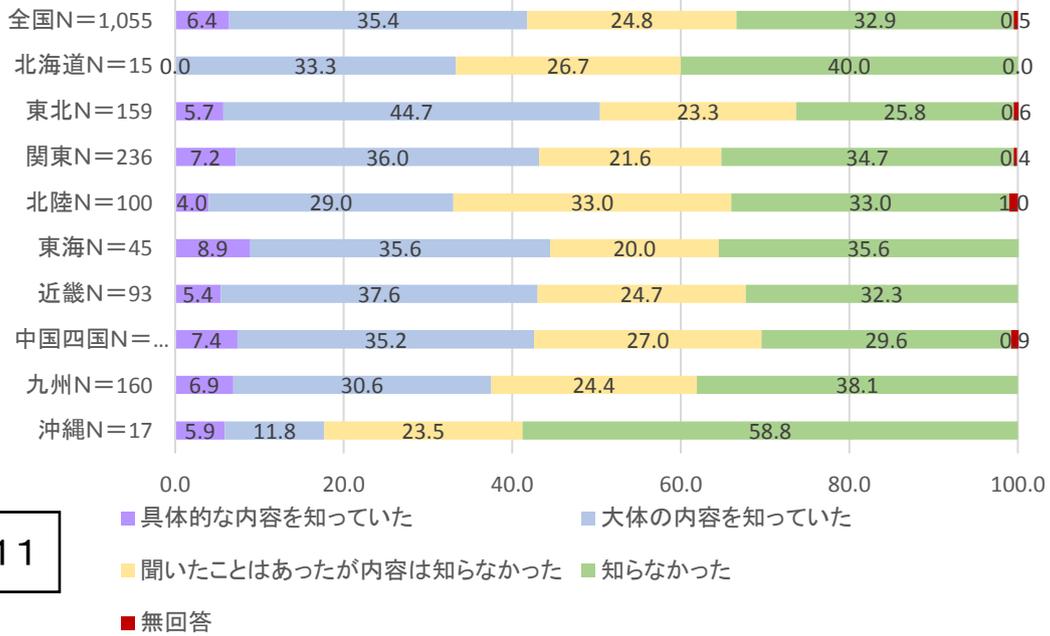


図 11

【登録品種について】

問11 自家増殖をしていますか。〈シングル回答〉

登録品種について、自家増殖している割合は52.2%で、植物分類別に見ると野菜が74.5%、次いで花き類で74.0%と、全体の割合よりも高くなっている。

自家増殖(N=360)

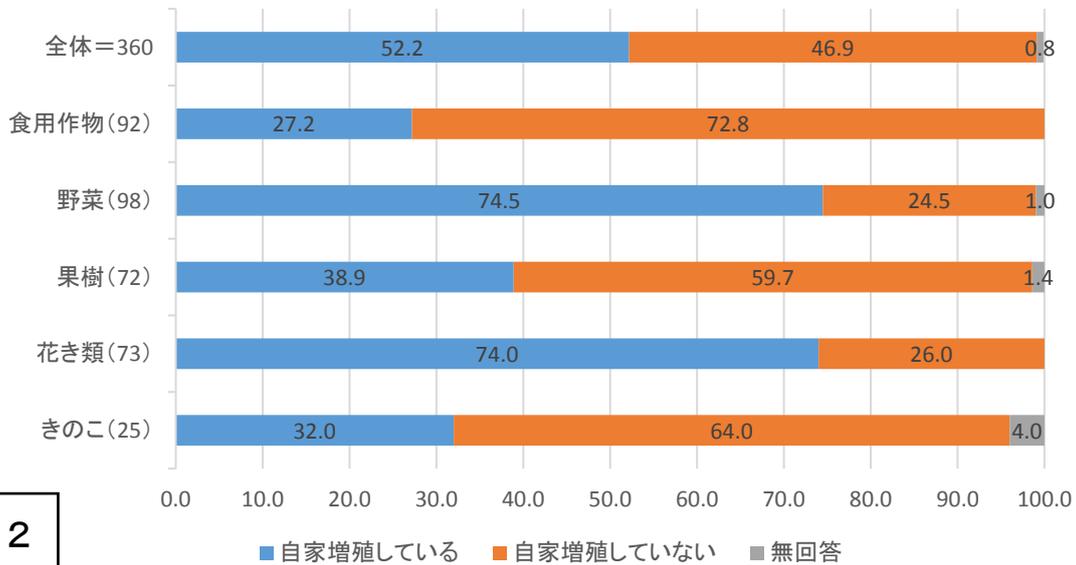
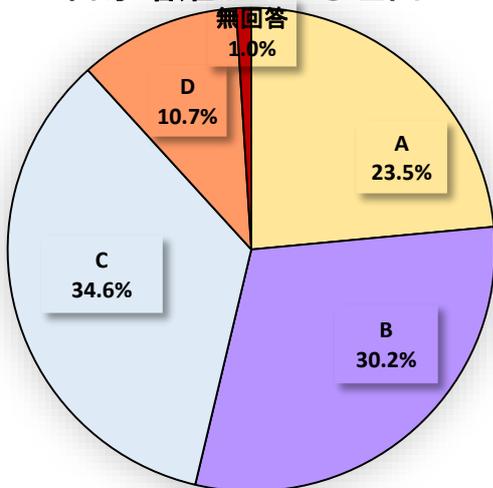


図 12

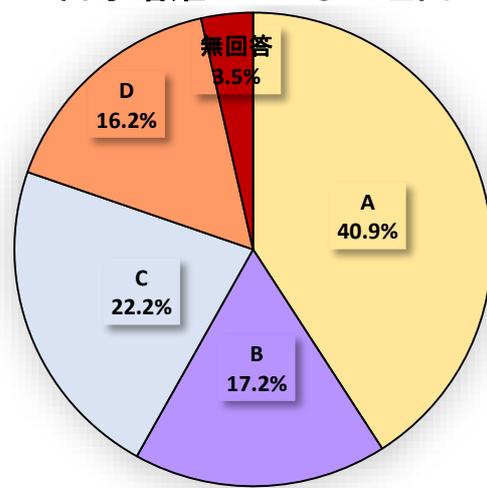
問12 自家増殖している理由、または、自家増殖していない理由を教えてください。〈複数回答〉

自家増殖をしていると理由として最も多かったのが「生産に必要な種苗の量を確保するため」で34.6%、次いで「種苗購入費を削減するため」で30.2%となっている。
自家増殖をしていない理由として最も多かったのが「自家増殖をする必要がないため」で40.9%、次いで「種苗が病気になったり、劣化したり等の問題が生じるため」で22.2%となっている。

自家増殖している理由



自家増殖していない理由



- A 従前から慣行として行っているため
- B 種苗購入費を削減するため
- C 生産に必要な種苗の量を確保するため
- D その他

- A 自家増殖をする必要がないため
- B 自家増殖が契約上制限されているため
- C 種苗が病気になったり、劣化したり等の問題が生じるため
- D その他

図 13

問16 種苗購入に際して何らかの契約を結んでいますか。〈シングル回答〉

登録品種について種苗の購入時に何らかの契約を結んでいるかの問いに対し、「自ら契約を結んでいる」が18.9%、「所属する団体等が契約を結んでいる」が28.9%で、契約を結んでいると回答した割合は47.8%であった。
植物分類別に見ると、契約を結んでいる割合が最も高いのはきのこで60.0%、次いで花き類の45.2%であった。

登録品種数のうち契約数(N=360)

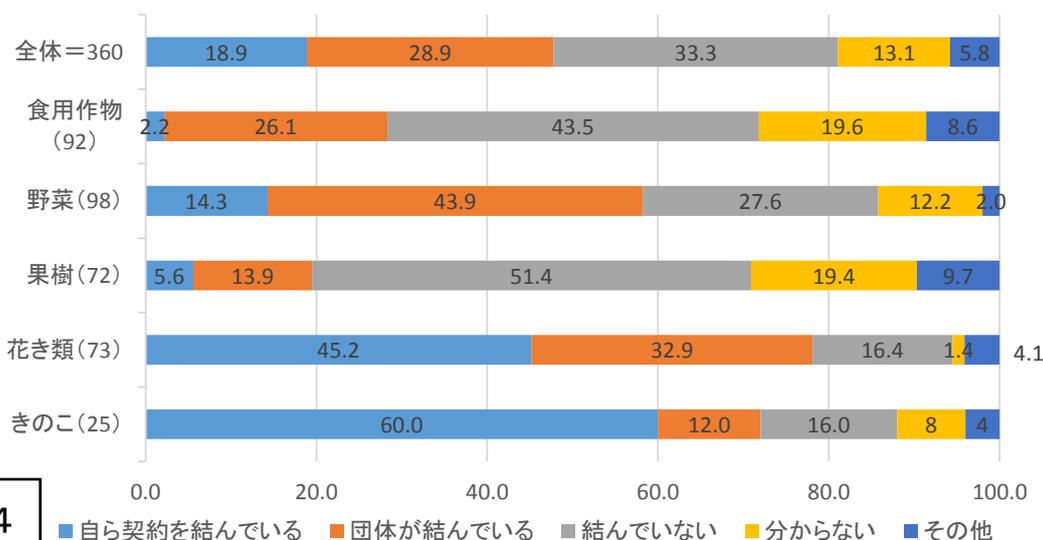


図 14

問17 自家増殖が制限されていますか。〈シングル回答〉

契約を結んでいる登録品種について自家増殖が制限されているかの問いに対して、「禁止されている」は17.4%、「許可が必要」が28.5%という結果であった。
植物分類別に見ると、きのこで「禁止されている」割合が最も高く38.9%、「許可が必要」の38.9%を合わせると77.8%であった。

登録品種のうち契約数(N=172)

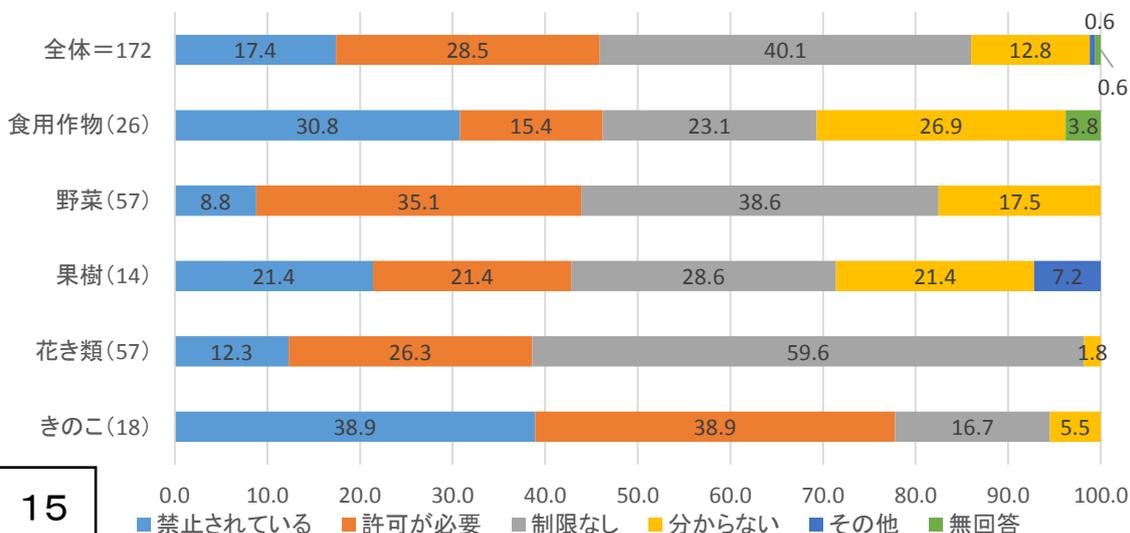


図 15

(参考)自由記入欄に記載された内容

食用作物 ※()は重複の意見数

●許諾契約についての意見

- ・許諾契約の意味がわからない。(3)
- ・初めて聞いた。
- ・水稲の場合、許諾に対する意識が薄いのでは。
- ・所属する団体(JA)が契約を結んでいるので、直接は分からない。
- ・JAから購入しているが、説明されたことは全くありません。

●自家増殖の制限を望む植物及び理由

- ・そば「会津のかおり」の場合、自家種子を使用せざるを得ない年がある。
- ・一部の在来品種を除き、自家増殖の制限はかけるべき。品質の定まらない農産物が市場に出回ることになり、品質、特徴が一定した物が揃わなくなる。さらに種子生産する業者(農家)の監督を行うようにすべき。
- ・毎年の更新は大変なので、2年ごとではどうか。
- ・米は生産、販売するときには、購入した種子か、自家増殖か、明記することを義務化してほしい。
- ・よくわからない。

●ご意見ご要望(品種登録制度について)

- ・品種登録から25年で原種生産が終了しますが、良い生産性と消費には一連性はないと思いますので、良い品種は永久に守るべきだと思います。
- ・そば「会津のかおり」に関しては、自家増殖でも何年目までと制限を決めれば、「会津のかおり」として認めてもいいと思う。
- ・米については現状で問題ないと思う。(2)
- ・自家増殖の可否については、フローチャート式や例示を用いてもっとわかりやすく情報が容易に入手できるよう、もっと広報に力を入れて欲しい。
- ・品質の保持のために今程度で良いと思うが、特に米、麦、大豆等の価格面での問題が一番の問題点かと思う。
- ・品種登録を農業者が行うことは無理に近い、研究機関や種苗会社しか行えないところを改良してほしい。
- ・よく知らないことが多いので、もっと農家に分かるように周知してもらえるとありがたい。(2)
- ・日本農業新聞、家の光等で紹介してほしい。
- ・バイオ苗を購入しており、自家増殖の苗よりも品質的に良いものが採れるため、自家増殖はしていない。しかし、コスト面では厳しい。
- ・品種登録制度と製品の商標登録が混同しやすく分かりにくい。
- ・奨励品種でない品種の種子が高すぎる。農家の要望に応じて奨励品種にできるようにしてほしい。
- ・品種固有の遺伝形質は原種から5~6世代経過してもほとんど実用的な低下は無いと考えられ、また、種苗費は高いので、毎年10%分の種子を購入し自家増殖して翌年それを使用するようにしています。米・麦・大豆においては花卉等と異なり、自家増殖を自由に認めることが、生産性の高い経営確率に必要で有ろうと考えます。
- ・品種の開発者の権利を守るためにも自家増殖の罰則も考えてほしい。
- ・種苗会社同志で価格の操作がされている様な気がします。

●ご意見ご要望(自家増殖の取り扱いについて)

- ・生物多様性から考える専門家の考えを知りたい。在来品種などを特定の農家の利益になる事には不安がある。
- ・自家増殖種子でトラブルがあった。今後、種子は全量購入に切り替える。
- ・飼料用米の専用品種の自家増殖は認めて欲しいところですが、新規需要米は契約上、選果の問題等クリアしなくてはいけないところがあるので難しいですね。
- ・自家増殖は今後も認めてほしい。

野菜

●許諾契約についての意見

- ・いちご栽培においては、最近産直市等が大変多く利用され、生産者の収益に大きく寄与している。しかし、一部で許諾料を伴うものも生産者で安易に授受され、かたくなにルールを守っているものが不利益を受けている。もっと厳しく順守される方法はないものか？
- ・どの品種でも許諾契約できるようにしてほしい。
- ・稲のように証明書を付けるようにしてほしい。
- ・新品種の開発が活発になり、よいと思う。
- ・面積を増やしたくても種がない。種苗店の対応が悪い。
- ・販売ルートをもっと自由にしたい。
- ・初めて知りました。
- ・国内育成品種の外国における違法使用をやめさせてほしい。
- ・栽培技術や販売量、販売単価、生産量等について制約されたくない。種子や苗木から病害が発生した場合、病害規模により保証して欲しい(生産量)。
- ・生産者としては種苗メーカーと苗業者が提携していて購入苗が安くなるのであればありがたい。
- ・市販の種の袋にそのようなことが書かれているのを見たことはありません。
- ・種苗業者に利権が集まりすぎている。
- ・育成者の利益の保護は重要だと思う。
- ・育成者の権利が守られるのは当然のことと思う。
- ・種苗代及びパテント料が高い。

●自家増殖の制限を望む植物及び理由

- ・よい作物、よい品種はどんどん拡大すべき。
- ・パセリなど品質の良いものが欲しいので、自分でやらなければならない。
- ・地域で長年種子生産している作物が第三者から異なる形質にも関わらず同名品種登録された場合に混乱を来すおそれがある。
- ・サツマイモの苗が直売所(道の駅)等で販売されているが、品種的に異なる苗もある。農家の出荷物で見られる。
- ・病害抵抗性品種ではなく、まったくある病気にかからないとか、TYLCVにかからない等生産に特に有利となる品種であれば、新薬のように一定期間ロイヤリティーを課してもいいのではないか。
- ・新品種が出てくると従来品種(F1)の販売がなくなってしまうのは困る。
- ・自家増殖は種の保存につながる、利権すべきではない。
- ・自家増殖の制限が厳しすぎると思います。

【制限を望む品種等】種子繁殖いちご

●ご意見ご要望(品種登録制度について)

- ・昔から農家が品種改良してきたものが、この制度に関係があるのかが分からない。
- ・苗はJAや種苗販売店で購入しているので考えたこともなかった。他者の利益を守るために必要なことと理解しているし、内容が分かれば守るつもりもある。ただ、そのために報告書類が増えるのは困る。すべての作物に栽培日誌をつけているわけではないので。マイナンバーでこのあたりの購入履歴が必要な業者や団体に分かるような仕組みになればありがたい。
- ・開発者、育種者等の権利は当然守られるべき。(ただし期限付き)
- ・地域に適した品種を栽培できることが必要。
- ・現状の制度の継続を望む。(2)
- ・取り締まりを強化してほしい。
- ・あまり規制しない方が、より良い物が出来てくるような気がする。
- ・TPPの問題もあり、その土地にあって守られている固定種を大切にしたいと思う。
- ・種子、種苗は全て毎年更新しており、全て購入(JA、種苗店)している。
- ・トマトは増殖が容易なので全て自己責任に委ねるしかないのでは。

- ・後継者育成の観点からも農家に不利益とならないような制度設計をお願いします。(2)
- ・Fl品種しか扱っていないのでよく分からない。
- ・イチゴ農家として、自家増殖を希望する。
- ・種苗登録後 10 年間で、許諾権が切れると教えられている。離島(種子島)の特産品(ブランドさつまいも)として努力している。他に多反収の作目が極々少ないので、許諾権が継続されるよう実行措置で救済して欲しい。
- ・種苗会社から苗の購入を必要以上に勧められる。

● ご意見ご要望(自家増殖の取り扱いについて)

- ・生物多様性から考える専門家の考えを知りたい。在来品種などを特定の農家の利益になる事には不安がある。
- ・自家増殖種子でトラブルがあった。今後、種子は全量購入に切り替える。
- ・飼料用米の専用品種の自家増殖は認めて欲しいところですが、新規需要米は契約上、選果の問題等クリアするにはいけないところが有るので難しいですね。
- ・自家増殖は今後も認めてほしい。

果樹

● 許諾契約についての意見

- ・アメリカ、ヨーロッパ等の苗木業者の方式を取り入れると果樹産業は成り立たなくなる。
- ・苗木販売カタログに「許諾済」と記載された品種があるが、「許諾済」の意味は何か。
- ・現状のままで良い。たとえ契約しても、その後の確認・検証は実際にできるのか？ザル法である。
- ・これから世間に品種を出していくに当たってどの様にしていっていいのと考えている。
- ・許諾契約があるものについては、契約等を適切に行い、権利を守っていかなければならないと思う。
- ・各県が育成した品種等の供給先の制限(県内のみ等)を撤廃してほしい。
- ・外国種苗(ピンクレディー等)で制限がかなりついていますが、販売価格までのロイヤリティは日本になじまないと思いますが、権利者保護に本当につながるのかな～と思います。
- ・国の補助を望む。
- ・三社ある産地として何らかの保護策が必要かと思われる。
- ・JAによる販売時に、制限等についての書面を出す必要があると思う。
- ・許諾契約に係る経費を含めた価格で苗木を販売してもらいたい。
- ・新開発に対する権利であり、これからも継続すべき。
- ・新品种では聞かぬが、広く栽培されている品種では聞かない。
- ・果樹苗木(すだち)なので特に制限なし。
- ・種苗会社を保護する必要はないと思います。
- ・品種の知名度向上やロットの確保等、販売のことを考えると、県による囲い込みはやめた方がよいのではないか。
- ・現在、対象になる作物はないが、今後のためにも広く周知を図ることを希望する。
- ・既存品種(育成から一定年数が経過)は従来どおりの制度でお願いします。
- ・県単位での囲い込み品種がある。
- ・従来どおりでお願いします。

● 自家増殖の制限を望む植物及び理由

- ・参考資料3の例と同じでリンゴ苗木生産もかなりコストが発生するので、自家生産のメリットは少ないと思います。
- ・特許料を払っているもので10年後は自家増殖をしたい。
- ・囲い込み出来るほど優良品種を育成して欲しい。
- ・天候のため、又は病害虫の発生しやすい品種等は接ぎ木で品種を変えていく方法もやりたいと思う。
- ・コストを販売価格に転嫁できない
- ・果樹には制限がない方がよい。
- ・制限されると困る

【制限を望む品種】サマーエンジェル

●ご意見ご要望(品種登録制度について)

- ・育成者権保護は必要であるが、現行の制度では市場流通前に登録が必要であり、品種の試験栽培の年数が短く、特性の把握が不十分であるがやむを得ない。
- ・自家増殖が不可能となることは避けて欲しい。
- ・果樹では品質、形質の安定を図ること。
- ・柑橘の場合、苗木から植え付ける事が多くなり、接ぎ木等で自家増殖する事が減っている。
- ・規制するよりも良い品種を早く広めて果樹農家の生計を成り立たせるようにして欲しい。
- ・〇〇県〇〇市の苗木業者の中に、国又は県で育成された品種を増殖して韓国に横流しする者がいると聞く。国の指導・監督はどうなっているのか？ 厳正な処分を望む。
- ・高接更新ができなくなり、早期収穫が望めないため大変困る。その地域に合った台木の選定ができなくなる(台木の品種がかたよっている)ため大変困る。特性の良い品種(苗木)を増やすことができなくなる(苗木のばらつき)ため大変困る。
- ・登録期限を20年くらいにしてください。
- ・新品种が出たとき、登録業者等の権利を守る必要があると思う。管理をしっかり行って欲しい。
- ・どの品種でも購入できるシステムにしてほしい。許諾等制限をなくさなければ、日本の農業に明日はない。
- ・りんご栽培していますが現状維持を希望します。
- ・今後果樹経営に負担が増す。
- ・今の状況を継続できるとありがたい。(2)
- ・どの品種にライセンス料があるのか、いらないのかインターネットで簡単にわかるようにしてほしい。
- ・生産農家としては自家増殖を行えるようにして欲しい。(3)
- ・自家増殖について詳しく知らずにやっている場合が多分かなりあると思う。何らかの周知が必要。
- ・公的機関が育成した品種については、今後とも自家増殖できるような制度であるべき。
- ・永年作物の場合、試験的に導入して品種の特性を見たり、データ収集を行うことは大切であるので、自家増殖(自家採種穂木での高接ぎ)は現行のまま、容認して欲しい。
- ・果樹の苗木には系統があり、毎回同じ品質の果実が生産できる苗ではない。果樹農家としては、購入苗より良い系統の樹を自家増殖していくことが経営的に必要です。
- ・一般生産者も「デコボン」「紅マドンナ」等の名称を使えるようにできないか。
- ・指導してもらわないと何も分からない。
- ・かんきつ農家の場合、このようなアンケートは必要性を感じない。
- ・西之香(国)×不知火(国)→甘平(愛媛県)のような、国育成品種を親とする県育成品種の囲い込みはおかしい。
- ・他県(愛媛県)で良品種が栽培されていますが、愛媛県以外では栽培できません。良品種を全国に普及させるには多くの方が栽培できるよう、国が斡旋していただきたいです。
- ・①台木、穂木ともにウイルスフリーになったのに品質が固定されていない。②新しい人気のある品種が全国に公平に配布されていない。
- ・枯死樹に補償してほしいと思うときがある。
- ・自由にすることで、より高品質な品種が開発されるのではないですか？
- ・育苗と生産は本来一体的なものであったと思う。果樹栽培は高接更新という技術が定着しており、自家増殖の制限は難しいと思う(存続をお願いします)。
- ・一定期間が過ぎたら解除してほしい。
- ・農家の経営の自由度を制限しないためにも自家増殖は認めるべき。ただし、他国への品種の流出については厳しく取り締まるべき。
- ・今後も取扱いについて厳しく取り締まってもらいたい
- ・栗では民間育成者による新品种開発は希であり、ほとんどが果樹研での開発が中心。よって登録制度は育成者の利益より低コストでの種苗の確保や新品种の早期普及に重点を置いた方向が良いと思う。

●ご意見ご要望(自家増殖の取り扱いについて)

- ・りんごの場合は制限しないことが望ましい。ある程度の制限(各県での囲い込み等)のみの従前のやり方がベストではないか。自家増殖の制限というより、やり方、方策の検討が必要ではないか。
- ・自然災害(雪害など)への対応等の必要性から、一定の自家増殖は認めてほしい。(3)
- ・これまでどおりでよい。
- ・長野県の県育成りんご等は品種登録をした後、県外への許諾を禁止しているが、できれば許諾料を払ってでも作りたい人は作れるようにしてほしい。
- ・新品種更新の際に高接ぎ更新で早期成功化するために自家増殖が必要です。
- ・自家増殖は認めるべき。

草花類

●許諾契約についての意見

- ・品種の安定のために必要。
- ・許諾料が高すぎるので、品種の更新がなかなかできない。一度契約すると、後に品種の不具合があった場合でも返品交換が難しい。
- ・ロイヤリティーによる支払方式が時代に合っていると思う。栽培の許諾料としての金額が大きな負担。高額な許諾料はその品種の生産拡大・販売のネックとなるのでは？
- ・契約している生産者の利益確保のためにも無断栽培を取り締まってほしい。農業者自身が契約内容を理解し、契約内容の履行をするべきである。
- ・種苗権利者を守るため必要。所得・生産をあげるために自家増殖は大事。
- ・販売単価が下がっているのに、ロイヤリティーも下げて欲しい。
- ・生産出荷量の報告など、事務手続きが煩雑。
- ・良い物の開発は必要だと思うし、制限も強固に必要と思う。
- ・ユリ球根についてほとんどの品種が海外で育種されているものを輸入業者を通じて購入しているので許諾契約等はあるのだろうがほとんどわかりません。
- ・種苗供給のための生産を中止したら権利フリーにしてほしい。
- ・大変良いこと。しっかりと守りたいと思う。
- ・種苗専門の生産者を守るためにも契約で厳しくするべき。
- ・生産者の多くが高齢になっており品種を多く作れなくなっている。そのため許諾料が負担になっている。
- ・許諾契約品種がいつも高く売れるわけではないので、安いときも支払いをしなければならず、つらいときもある。
- ・草花類のように毎年、植え替え面積あたりの植え付け本数の多い種類については、許諾料をもっと安くするように講ずるべき。
- ・契約については個々に内容が異なり、事情に精通したものが有利になる状況にある。小さな個人業者への配慮が必要と思われる。
- ・種苗法では新品種開発のために既存品種を利用することが認められていますが、契約で制限を受けることは種苗法を読む限り納得できません。契約を交わしていない者は、花屋等で切り花を買えば育成に利用できるのに、契約で縛られる農家だけが不利益を被ります。
- ・支払う側からすれば安価にこしたことはない。許諾が必要ないフリーな品種もどんどん世に問うべきである。
- ・許諾契約品種を導入栽培しても、その品種の販売価格が高くなければ価値がない。
- ・栽培許諾料はともかく、ロイヤリティーは廃止してほしい。(2)
- ・栽培を開始する際の許諾料に加え、生産物1本につき1円を取られるので、自家増殖を規制するのであれば種苗費のみにしてほしい。
- ・外国育成の品種を日本の代理店が取扱い、私は代理店との間で契約していますが、契約時の為替レートと比べ、現在のレートが大きく円安になっているけれど、パテント料は同じなので、その点を指導してほしい。
- ・品種保護は大切だが、パテント料の設定は関係者の合意の下にあるべき。
- ・無断増殖はいけませんが、高すぎるパテント料は生産振興に繋がらない。適正な価格にコントロールすべき。

- ・高すぎるパテント料は高単価での販売につながり、消費者のためにならない。
- ・他の品目(ニューギニアインパチェンス、ローダンセマム等)は契約をして契約書も持っているが、ニューギニアインパについては、切れている品種も契約料を取られている可能性がある。
- ・まず試作して、登録品種の性質を見極めてから許諾契約を進めたい。ばらつきなど、性質が固まっていない登録品種が余りにも多いと思います。
- ・現状維持。生産で手一杯のため、育種まで手が回らない。
- ・許諾料を安価にしてほしい。品種導入が難しい状況にある。
- ・許諾料がもう少し安価にならないか。(2)
- ・許諾料とロイヤルティを二重に支払う必要がある場合の負担が大きい。単価が低迷する中で、種苗費に掛かる経費負担の割合が大きい。
- ・国内では守られていても、海外でフリーに近い状況の部分があるので、その点何か方法があるとよいのですが。
- ・切れている又ドロップアウトしたにもかかわらず、知らないといつまでも支払う事があった。種苗会社がPATが入っていない物を輸入してPAT料を請求してくる、又海外から持ってきてPATを申請している人の物にPATを認定してしまうのはおかしい。

●自家増殖の制限を望む植物及び理由

- ・エリート苗(メリクロン苗)の母株から子株を増殖しても、ウイルスの問題や品質の劣化等の問題が出てくる。
- ・自家増殖の制限はあっても良い。制限せずに増えすぎてしまっても良くない。
- ・納得のいく品種の開発が必要。不良品はごめん。
- ・種苗登録を維持するための費用が高すぎるので減額してほしい。
- ・明らかに形質に違いがある品種なら、しっかりと制度を厳守すべき、違いが栽培方法によるものと紛らわしいものは制度を緩めることも検討すべき。
- ・制限を強化しすぎると小さな業者に不利になる場合が多くなりそう。
- ・制限を望まない理由は聞かないのか？
- ・パテント品種は市場価格が少し高いものが多いが、市場に出回る量が少なくなる利点がある。“自家増殖を望む植物”とあるが、現在市場では売れないため、我々の業界では自家増殖できないのが常識。
- ・制限を緩和して欲しい。
- ・輸入穂木に関しては、病害虫の持ち込み等の不安があるので自家増殖は必要である。
- ・国、県、地元JA等が協力して優良種苗の生産を行うなり、指導して頂けるとありがたいです。
- ・経費を減らす。

【制限を望む品種等】アルストロメリア、トルコギキョウ

●ご意見ご要望(品種登録制度について)

- ・ライセンス料が高すぎるとは新品種の導入もままならない。安価に越したことはない。
- ・メーカーとの合意によって希望者には自家増殖を自由にして欲しい。
- ・現在の売単価に比べてパテント料のかかっている苗の単価が高いので、原価割れとなってしまう、作付けを中止せざるを得なくなっている。高価格で取引できなくなっているのでF1品種でしか生き残れない。
- ・品種育成者の権利はある程度守られるべきものであるから今のままでも仕方が無い。
- ・登録品種を品種開発に利用することを制度上制限できないもののでしょうか？マナーのなっていない人が多いため。
- ・工業製品のように10年くらいで登録がなくなるようにしてほしい。
- ・育成者の権利が守られていない。育種上花粉は使ってよいなど。
- ・個人の生産者が不利益を受けないような制度にして欲しい。
- ・生産者育種実施者に対する助成・支援。
- ・難しい問題だと思います。
- ・品種登録期間の終わったものについては、他の種苗販売会社が販売している。期間中のロイヤルティ契約の有無については種苗会社により異なるのが実態であるが、登録期限の終了と合わせ、ロイヤ

ルティー契約も解除できる方法にしてほしい。

・登録品種の試作期間を 2 年として自家増殖を希望する品種について許諾契約を結ぶ仕組みにしてほしい。

・制度の強化があつて良いと思う。他の品目で残念な思いを何度か経験したから。

・生産者自身を守るためにも自家増殖は制限されるべきと考えます(生産過剰をさけるため)。

・輸入球を毎年必要な分だけ注文購入しているため自家増殖の必要がない。

・たとえば、ペチュニアなどは交配選抜を行えば、ほぼすべての個体で性質が異なる。それをすべて登録することなど不可能。実際に育成した者の権利が尊重される新たな制度が必要と考える。(より簡単に、オープンに。)例えば、販売に当たってラベルに「〇〇が育成したオリジナル品種です。増殖禁止。」などの表示のあるものを増殖することを禁ずる法律など。(育種については、自由に行うことが園芸植物の発展に繋がると考えます。)

・我々農家が頑張つて新品種を育成し登録を行つても、違法増殖を調査したり対策を講じることが困難です。したがって種苗登録するメリットを感じません。新品種開発を推進し、知的財産の活用を推進するために、このあたりの課題を解決していただけるよう希望します。

・種苗業者は売れるものしか生産しないので、生産現場では品種の多様性が失われつつあり、多様性あつての生物界なのに、このアンケートはそれに逆行する方向にスタンスを置いている。法は最善ではないと思うが。

・種苗登録に最低3年かかったが、もう少し登録への時間が短縮されれば、と期待します。

・外国(特に中国)でもしっかり守るようにしてほしい。

・品種によっては発根苗のみの販売等、種苗費を高く設定する傾向があるが、市場流通では価格は安定しない。リスクが生産者のみにかかることに不満がある。

・品種の保護は大切だが、高いパテント料は業界の発展に害である。

・新品種の登録が容易な環境を作り、育種家を増やしてほしい。

・法に触れなければ、他者の登録品種を使って新しい品種を作出してもいいのか? など、人道的な部分も考慮した法整備が必要と思います。

・ダリア業界では許諾料を課してこなかったが、県域で生産制限を行う動きが見られる。品種の多様性や振興を妨げる動きと危惧している。

・無断増殖についての調査を行つては。

・菊については権利品種であっても自家増殖の許可は継続してほしい。

・品種登録をしてオリジナルを作りたいけど、自分ではなかなか難しい。(同じ物を作ることは困難に近いので)

・種苗登録品種の国におけるチェック体制の強化。

・専業でない者が切り花から苗を増殖して直売所等で販売している、種苗法の広報を!!

・自家増殖は現状のままでよい。

・従来からある品種、海外から無断持ち込みでの品種登録は登録後でも対応してほしい。

● ご意見ご要望(自家増殖の取り扱いについて)

・キク類は栽培許諾料が高額なので自園地に合う品種の選択に慎重になる。もう少し安ければ試してより良いものが選べる。そもそも許諾料の根拠が不明。メーカー展示会の会場で契約すると半額になり、許諾料の根拠に不信感がある。許諾料を安くして、広く浅く許諾料を徴収する方が種苗会社、生産者共に有益だと思う。

・品種によって自家増殖の制限が強いものもあるが、苗の品質等を考えると許諾料を払つても自家増殖を認めてほしいものもある。

・種苗法を良く理解していない個人育種家が多いので、こまめに情報提供してほしい。

・育成者保護のため自家増殖はしない。種苗費が払えないような品種は栽培しない方が良い。(種苗費は坪3000円程度が限度だと思う。)

・必要な取扱いである。不良品を外部に出さないことを願う。

・自分の栽培サイクルにあつた苗作り、サイズの確保のため、また、時として種苗会社からの供給苗のクオリティが悪い場合があるため、種類によっては自家増殖が必要。

・品種登録制度は大事だが、現在は登録品種苗が非常に高いため、コストがかかりすぎる。コストを下げるため自家増殖も大事。制度の改正を望む。

- ・自家増殖は自由であって良い。
- ・今後自家増殖が出来なくなると菊の場合は大変厳しい。
- ・自家増殖をもっと自由にして欲しい。

きのこ

●許諾契約についての意見

- ・相互に理解した取引をしているので問題はない。
- ・種菌の研究をしているより販売先の拡大を考えることで知名度をあげて、経営重視でやっています。
- ・制度がわからない。
- ・ある程度、制限がないと種会社(きのこ関係)の存続もあやぶれると思う。継続が大切。

●自家増殖の制限を望む植物及び理由

- ・新品种開発のために種菌の保護は必要と思います。しかし、自分の場合仕方なく自家増殖せざるを得ません。わざわざ危険をおかして自家増殖はしたくありません。
- ・生産上のリスク(変性、劣化等)を考えれば、自家拡大について制限が必要である。

●ご意見ご要望(品種登録制度について)

- ・制度の情報を求める。
- ・種菌メーカーの種菌の信用ができないので自分でやるしかない。
- ・アンケートの内容等は、ほとんど該当しないと思います。我が農協が培養基、種菌の管理を行い、各生産者の栽培数・期間の要望に添って配布するシステムです。

●ご意見ご要望(自家増殖の取り扱いについて)

- ・自家増殖で、その品種特性を知り、使いやすさがわかってきている。

その他

●許諾契約についての意見

- ・品種登録の切れた品種については、苗の安定供給と安定生産のため、このような契約が無効になるようにして欲しい。
- ・今までのように許諾契約があった方がいいと思う。

●自家増殖の制限を望む植物及び理由

なし

●ご意見ご要望(品種登録制度について)

- ・開発者の権利を守るのが法治国家かと思います。
- ・今のままで良い。
- ・権利者と栽培者の販売に関する信頼度がわからない。
- ・育成権者の権利を守ることは大事であるが、過剰な保護はいかかなものかと考える。このような場合はきっちり品種登録をして欲しい。
- ・一定の規則の下で、一定の年数を経過した企業登録品種は再登録、販売単価が低くなること、個人登録品種は、登録者の負担が軽くなることを望みます。
- ・品種登録制度があつて、育種者の権利をある程度守った方がいいと思う。
- ・安定した種菌(しいたけ)を提供してもらう方が生産に集中できる。

●ご意見ご要望(自家増殖の取り扱いについて)

なし